

4 松監第 1 6 1 号

令和 4 年 8 月 2 6 日

松浦市長 友田 吉泰 様

松浦市監査委員 丸田 久永

松浦市監査委員 鈴立 靖幸

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査を終えたので、その意見書を送付します。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
	一般会計等に属する特別会計	青島診療所事業特別会計 鉦害復旧灌漑用水施設維持管理事業特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
		後期高齢者医療特別会計						
		介護保険特別会計 (保険事業勘定)						
		介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)						
		福島診療所事業特別会計						
		鷹島診療所事業特別会計						
	公営企業に係る特別会計	法非適用 ※注1						下水道事業特別会計
								松浦魚市場特別会計
								臨海土地造成事業特別会計
								工業団地造成事業特別会計
		法適用 ※注1						水道事業会計
								工業用水道事業会計
								下水道事業会計
一部事務組合・広域連合		※注2						
地方公社・第三セクター等								

※注1 「法適用」とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業のことであり、「法非適用」とは「法適用」以外の公営企業のことである。

注2 資金不足比率は公営企業ごとに算定されるものである。

第2 審査の期間

令和4年8月1日から令和4年8月22日まで

第3 審査の方法

この審査は、市長から提出された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査し、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 審査の結果

松浦市監査基準に基づき審査を行った。

その結果、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各比率は次のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位：%)

	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	13.38	20.00
連結実質赤字比率	－	18.38	30.00
実質公債費比率	10.8	25.0	35.00
将来負担比率	48.1	350.0	

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がなく算定されないため、「－」を記載

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を標準化し、財政運営の深刻度を判断する比率である。実質赤字比率の早期健全化基準は13.38%であるが、一般会計等の実質収支は黒字であり、該当数値はない。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を判断する比率である。

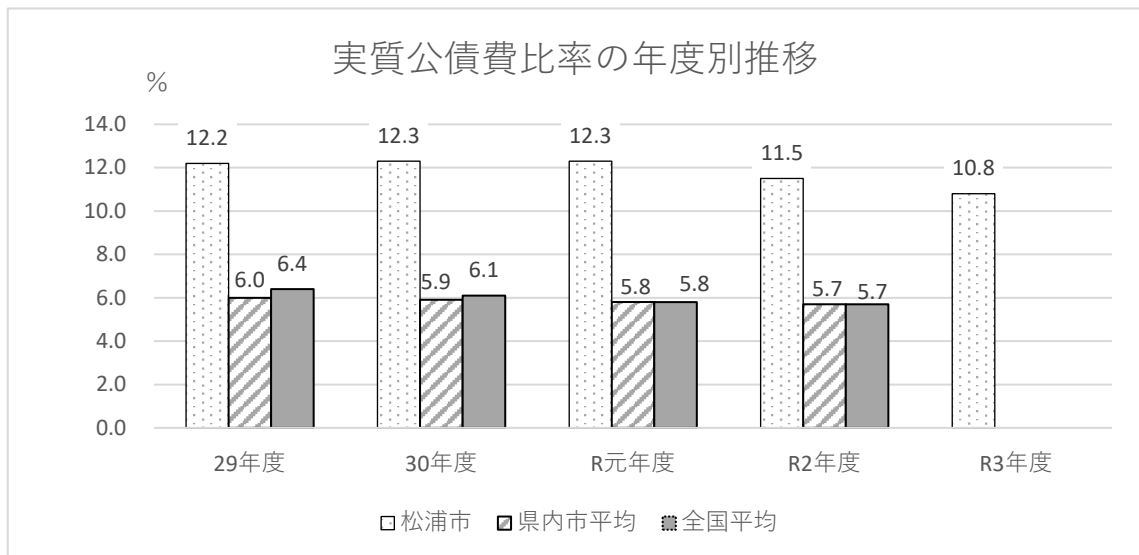
連結実質赤字比率の早期健全化基準は18.38%であるが、対象となる一般会計をはじめとした全会計の実質収支額は黒字であり、該当数値はない。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率であり、3カ年の平均値で表す。

実質公債費比率は10.8%となっており前年度の11.5%から0.7ポイント改善している。早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、適正な水準の範囲内にある。

年度別でみると、ここ数年10～12%台で推移し適正な水準にあるが、できるだけ比率を改善すべく、基金等有効活用できる原資があれば高利公債の繰上償還を進めると共に、適正課税による税収向上等により償還原資の確保に努められたい。



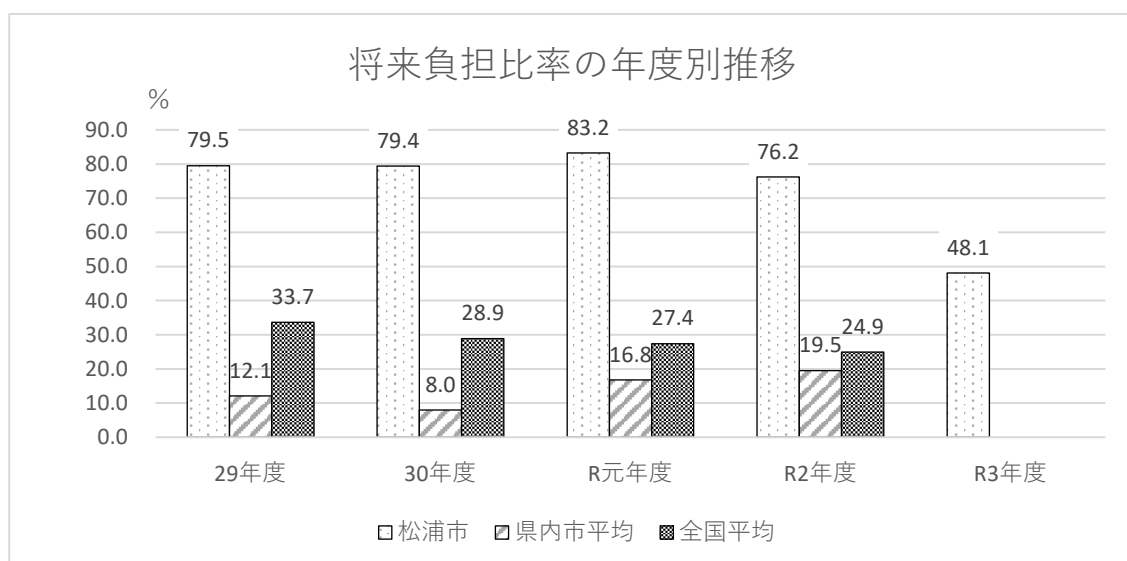
(4) 将来負担比率について

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計の借入金や、将来支払うべき可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率である。

将来負担比率は 48.1%となっており、前年度からすると28.1ポイント改善している。改善の主な要因は、地方債の現在高の減少及び充当可能基金の増加である。早期健全化基準の350%と比較して基準を下回っているものの、県内13市の令和2年度平均 19.5%と比較すると、本市は平均を大きく上回っている。

今後、人口減少や、固定資産税等の市税収入の減少により、標準財政規模は減少していくと見込まれ、ますます厳しい財政状況になると思われる。

このことから、引き続き、積極的な補助金の活用、起債の抑止と可能な限りの繰上償還及び基金積立金の増額等、計画的な財政運営に努められたい。



2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和3年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
松浦魚市場特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
臨海土地造成事業特別会計	—	20.0
工業団地造成事業特別会計	—	20.0

注) 資金不足が生じていない会計は資金不足比率が算定されないため、「—」を記載

資金不足比率とは、企業会計ごとに算定するもので公営企業会計の資金不足額が料金収入等の事業規模に占める割合を表した指標であり、経営状態の深刻度を示すものである。

各会計の資金不足は生じておらず、該当数値はない。